

平成24年度 第2回公共事業等審査会 議事録概要版

1. 日時 : 平成24年10月18日(木) 9:30~12:00
2. 場所 : 兵庫県農業共済会館 4階 会議室
3. 出席者 : (委員) 沖村会長、芦尾委員、小谷委員、清水委員、田中丸委員、野崎委員、服部良子委員(7名)
(事務局) 古川県土企画局長、田中土木局長、三浦農林水産局長、貝塚住宅参事、坊垣農地整備課長、宮本技術企画課長、大住道路街路課長、服部街路参事、松本河川整備課長、山内総合治水課長、平井港湾課長、榎林公営住宅課長

4. 審議案件:

- 〔新規事業〕
- (1) 河川事業: 二級河川法華山谷川(加古川市、高砂市)
 - (2) 県営住宅整備事業: 姫路御国野・御着住宅(姫路市)
 - (3) 県営住宅整備事業: 宝塚山本住宅(宝塚市)
 - (4) ほ場整備事業: 国衙地区(南あわじ市)
- 〔継続事業〕
- (1) 道路事業: 主要地方道加古川小野線(東播磨南北道路)(加古川市)
 - (2) 港湾事業: 明石港(西外港地区)(明石市)
 - (3) 海岸事業: 内田海岸(洲本市)
 - (4) 連続立体交差事業: 阪神本線(鳴尾駅付近)(西宮市)
 - (5) 道路事業: 一般国道178号 浜坂道路(香美町、新温泉町)

5. 主な質疑

〔新規事業〕

- (1) 河川事業: 二級河川法華山谷川

【事務局から追加説明資料に基づき説明】

委員:

総合治水計画の流域対策の中で、上流域の森林の整備・保全について、法華山谷川の事業にあわせて何が実施されるのか。

事務局:

総合治水条例で、流域対策として取り組むべき内容の一つであり、森林の整備・保全や治山事業などを地権者の理解を得て取り組んでいくものであり、今後の総合治水推進計画の中で検討していく。

委員:

下流域でこれだけ大きなお金が動くわけであるので、上流域の森林の整備・保全についてどのようになされているのか伺いたい。

会長:

先程の意見は総合治水推進計画の中で議論されるもので、現在この審査会で審査しているのは、「ながす」のうちの床上浸水対策特別緊急事業であり、「ためる」ということに関しては、当事業については、この審査会の中で評価する事業費には含まれていない。

委員:

長年、この審査会では河川事業においてこの問題が話題に挙がっており、森林の保全等の整備が関連して必要であると議論されてきている。このことから参考までに、現地点で、上流域でどのような具体的な計画があるかを紹介してほしい。

事務局:

流域対策、減災対策は、現在、項目抽出した段階であり、今後検討していく。

平成 16 年災害時に県下全域で流域全体にわたる大きな被害が出ており、倒木等の被害もあった。このため森林の保全是重要であると考えており、本県では災害に強い森づくりを進めている。森林の保全是総合治水を考えていく上では重要な要素であるので、今後、計画に位置付けていきたい。

委員：

今後、調書や計画を作成される際には、上流域の流域対策と相関を持った計画、下流域の公共事業と関連させるという発想をもっていただければと思う。

委員：

本事業は、県条例施行後の第 1 号の新規の河川事業であり、先程の説明で全体像はよくわかる。ただ、今後も定量的な把握と定性的な考えを分けて整理してもらおうとより分かりやすい。まず、治水対策で、床上浸水を防ぐための流量を関連事業も含めて定量的に示す。それに加え定性的な減災対策について実施するという整理をしてもらえばいい。なお、減災対策は、項目だけでも示してもらえばよい。

会長：

現在、総合治水推進計画の策定が同時進行中ということなので、このような意見があったことに今後留意して欲しい。

新規着手妥当と判断

(2) 県営住宅整備事業：姫路御国野・御着住宅(建替)

(3) 県営住宅整備事業：宝塚山本住宅(建替)

【事務局から追加説明資料に基づき説明】

委員：

県営住宅の建替えは、全住戸を南側に向けることを念頭に計画をすべきである。

事務局：

現在の入居者に配慮し、全ての建物を一度に壊すことが出来ないため、この配置となった。但し、県営住宅の整備基準に基づき、ベランダのある居室で 4 時間日照は確保するような配置としている。

委員：

花壇に花を植えてある地域は住民意識や防犯度が高いと聞いたことがあるので考慮願いたい。

事務局：

花壇については可能な範囲で配慮したい。

委員：

今後、高齢化等により、自動車を保有する人も少なくなり、駐車場の空きが出てくると考えられるが、利用計画はあるのか。

事務局：

各市の条例上、駐車区画を減らすことは各市から困難と聞いている。なお、まとまった駐車場の空きが出た場合は、一時的に外部に開放するなどの活用を行っている。

新規着手妥当と判断

(4) ほ場整備事業：国衛地区

新規着手妥当と判断

〔継続事業〕

簡易審査案件

(1) 道路事業：主要地方道加古川小野線(東播磨南北道路)

【事務局から評価調書(簡易版)に基づき説明】

委員：

非常に高い高架道路であるため、騒音、煤煙の影響が広範囲に広がるのではないかと懸念されるので、監視体制を強化して欲しい。

事務局：

(県の条例に基づき)環境影響評価を実施しており、供用後1年後に大気、騒音、振動等の事後監視調査を予定している。また、全線供用後にも事後監視調査を予定している。

継続妥当と判断

(2) 港湾事業：明石港(西外港地区)

(3) 海岸事業：内田海岸

【事務局から評価調書(簡易版)に基づき説明】

委員：

地元調整に不測の期間を要したとあるが、要望があるにも関わらずなぜか。

事務局：

明石港(西外港地区)については、港内が非常に狭く、係留している漁船等の一時移転を行い、漁業活動を続けながらの工事であるため、想定より若干遅れたものである。

内田海岸については、良好な漁場であり、工事实施により漁業への影響が懸念されるといふ漁業関係者からの意見を踏まえ、様子を見ながら工事を進めるといふことで事業を開始した。このため、想定していた工程よりも遅れたものである。

委員：

工事中の漁業への影響でマイナス面も含めて把握しているのであれば教えてほしい。

事務局：

内田海岸は、護岸沿いの事業で生物環境に配慮した工法を採用していること、漁場がかなり沖合であることから、今のところ、工事が原因で漁獲高が減少したということは聞いていない。

明石港(西外港地区)については、錯綜した漁船係留場所を本事業で整備するものであり、工事期間中も含め漁業活動に支障が出たということは聞いていない。

会長：

明石港(西外港地区)は、平成5年度から実施しているが、当初の目的と現在の目的は全く同じであり、同じ効果が期待できるということか。その間の変化でもっと効果的な方法やプラスアルファの目的が生じたことは無かったのか。

事務局：

錯綜した漁船係留場所での漁業活動となっており、活動スペースを設ける、港内を整備するという目的は変わっていない。

また、その後の社会情勢の変化として、明石市における中心市街地活性化基本計画等があり、その中で周辺地区として位置付けられていることから、魚の棚や昼網など、水産観光業の振興にも資するという役割が新たに考えられる。

会長：

県民目線から見ると早く事業が完了することが良いことであるので、今回の再評価にお

いても、早く工事が終わることが重要であると考え。この点、継続理由に「残事業費が少ないことから」という記載は、違和感を覚える。県民にとっては、より早く終わらすということがより妥当な意見ではないか。

事務局：

早期完了への実現性という面で残事業費についても記載したが、少しでも早期に事業完了を目指していることから、ご指摘の通り修正する。

会 長：

次回への追加説明等はないが、評価調書の再評価の結果理由について、残事業費よりも早期完成に向け、重点的に推進するという主旨に修正して頂ければと思う。

通常審査案件

(4) 連続立体交差事業：阪神電鉄本線(鳴尾駅付近)

【事務局から評価調書に基づき説明】

委 員：

平成 30 年までかかるのは、工事の施工上の制約か、財源上の制約か。

事務局：

工程は、現場の工事工程から算出した最短工程である。なお、今後、予算も厳しくなることも考えられることから、予算確保に向け国へ要望していく。

委 員：

高架化による電波障害対策はどうしているのか。

事務局：

現在、高架には未着手であることから、障害は発生していないが、将来、発生した場合は、国の補償基準に基づき補償する。

委 員：

側道は、地域によっては人通りが少なく、安全上の不安が生じる箇所があるが、ここではどのような配慮を考えているか。

なお、高架下の利用の仕方によっては、地域の雰囲気が変わるので、まちづくりの観点から、新しい地域個性がでるような工夫をしてほしい。

事務局：

環境側道は、整備後は市道として市が管理し、必要に応じ防犯灯の設置等の安全対策は、道路管理者である市で実施することとなる。

また、高架下利用の用途等については、地域住民等の意見を配慮して、市とともに決めていきたいと考えている。

委 員：

高架下デザインのイメージ図は殺風景である。環境適合性で示されている「西宮市景観アドバイザー会議」に諮るのは高架下のデザイン等も対象になるのか。

事務局：

「アドバイザー会議」に諮っているのは、鳴尾駅舎のデザインであって、高架下のデザインについては対象と考えていない。

継続妥当と判断

(5) 道路事業：一般国道178号 浜坂道路

【事務局から評価調書に基づき説明】

委員：

盛土から橋梁へと変更した理由は何か。

高速道路ができると、交通がそちらへ転換し、現道沿線が廃れていく。山陰海岸ジオパーク等をはじめ、観光対策を今から検討しておかないと、全て通過交通となってしまうと思うが、どのように考えているのか。

産業面では、トラックなどに対する特別料金体系を組むなど、交通誘導をするなどの策を講じないと、産業振興に資さないと思うが、その点どのように考えているか。

事務局：

事業採択後に土質調査を実施した結果、地盤が軟弱で、盛土に適さないことが判明したため、橋梁へ変更した。

山陰海岸ジオパークの推進協議会等において、3府県で連携して取り組むような施策を行っており、引き続き対策について検討すべきであると考えている。

鳥取豊岡宮津自動車道は全線無料で計画しており、トラックが利用を避けるような心配はない。

委員：

事業費が増額しているが、新規事業評価時点では詳細な土質等の調査は出来ないものなのか。

事務局：

一般的に事業着手してから、現地のボーリング等の土質調査を行うことから、事業評価時点では詳細な積み上げは困難であった。

委員：

計画策定時と実施時で、このような計画変更はよく生じるものとして想定されていると理解してよいか。

事務局：

このような計画変更はよく生じると思われる。

委員：

増額について一覧表等を作成の上、説明する必要があるのではないかと。

また、浜坂東ICが追加されたが、その効果についても触れておく必要がある。

事務局：

前回の新規事業評価調書で、「参画と協働によるルート等について検討を進めている」と記載しているように、当該事業は、概略のルート段階で新規事業評価を行っていることから、当時の事業費は精度が荒かった点についてはご理解願いたい。

会長：

増額の結果としての数値とそこへ至ったプロセス等について、県民への事業実施過程の透明性確保という点から増額への経緯や結果としてこのような金額となったということについて、次回資料提出の上説明願いたい。

委員：

今回の調書に、変更背景を記載すれば、県民も理解しやすいので配慮願いたい。

以上の質疑を受け、以下の事項について調書の修正も含め次回追加説明を行う。

〔追加説明項目〕

- 1．港湾事業 明石港(西外港地区)及び海岸事業 内田海岸
評価調書の継続理由の修正
- 2．道路事業 一般国道178号 浜坂道路
 - (1) 事業費の増額内訳とそのプロセスについて
 - (2) 浜坂東 IC の効果について

また、河川事業の評価に向けた見直しについて、説明を行い、次回審査会から、本内容で取り扱いを行うことに対し、了解が得られた